

議第 33 号

## 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

長時間労働の是正を目的に、国家公務員は超過勤務命令の上限等を人事院規則で規定することになりました。当市においても今回の人事院規則の改正に沿った内容となるよう、当該条例で必要な事項を規則で定める旨を規定するものです。また、年次有給休暇等の付与の基準となる期間を暦年単位から年度単位に変更し、採用、定期異動等の時期に合わせることにより、円滑に人事管理を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年下呂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に</u> <u>関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、下呂市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に關す</p>	<p style="text-align: center;">（年次有給休暇）</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であつて、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、下呂市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に關す</p>

改正後	改正前
<p>る法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地公労法適用職員等」という。）であった者であって引き続き<u>当該年度</u>に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第15条 組合休暇は、登録された職員団体の規約に定める執行機関、議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、監査機関、投票管理機関及び諮問機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において30日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>る法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地公労法適用職員等」という。）であった者であって引き続き<u>当該年</u>に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（組合休暇）</p> <p>第15条 組合休暇は、登録された職員団体の規約に定める執行機関、議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、監査機関、投票管理機関及び諮問機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において30日を超えない範囲内で規則で定める日数とする。</p> <p>2 （略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る平成31年度の年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年1月1日（以下「基準日」という。）時点で改正前の第12条第1項及び第2項の規定による年次有給休暇の日数から、基準日から施行日の前日までの間に既に取得した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に5日を加えた日数とする。
- 3 前項の規定による平成31年度の年次休暇については、この条例による改正後の第12条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年次有給休暇の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで使用することができるものとする。
  - (1) 平成31年度年次有給休暇のうち、改正前の第12条第2項の規定により基準日に繰り越された年次有給休暇に相当するもの 平成32年3月31日
  - (2) 平成31年度年次有給休暇のうち、改正前の第12条第2項の規定により付与されたもの 平成33年3月31日

## 【参考資料】

# 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

長時間労働の是正を目的に、国家公務員は超過勤務命令の上限等を人事院規則で規定することになりました。当市においても今回の人事院規則の改正に沿った内容となるよう、当該条例で必要な事項を規則で定める旨を規定するものです。また、年次有給休暇等の付与の基準となる期間を暦年単位から年度単位に変更し、採用、定期異動等の時期に合わせることにより、円滑に人事管理を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）では、超過勤務を命令できる上限時間については、月 45 時間かつ年間 360 時間、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては月 100 時間かつ年間 720 時間を限度としています。ただし大規模災害への対応や重要な法令の立案等公務の運営上やむを得ない場合は、この上限を超えることが出来るとされます。また、所属長等は超過勤務を命ずることが、公務の運営上真にやむを得なかったのかを事後に検証することとされています。

今回の条例改正は、上記の整備法の主旨に則った措置を講ずるため、超過勤務命令に関し「下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」へ委任することを規定するものです。

（第 8 条関係）

(2) 採用や人事異動は年度単位で行われていますが、年次有給休暇等の付与は暦年単位で行われているため、事務が煩雑になっています。円滑に事務を行うため暦年管理から年度管理へ変更するものです。

（第 12 条、第 15 条関係）

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

（附則第 1 項関係）

(4) 改正前の規定により付与された年次有給休暇の取扱いについて、経過措置を設けるものです。

(附則第2項及び附則第3項関係)